

社援基発 0929 第 1 号
平成 26 年 9 月 29 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長
（公 印 省 略）

社会福祉施設に係る指定管理者制度の運用について

社会福祉施設を含む公の施設に係る指定管理者の対象については、「社会福祉施設における指定管理者制度の活用について」（平成 15 年 8 月 29 日雇児総発第 0829001 号、社援保発第 0829001 号、障企発第 0829002、老計発第 0829002 号）の別添「地方自治法の一部を改正する法律の公布について」（平成 15 年 7 月 17 日総行第 87 号）[参考 1]及び「地方公共団体が設置する介護サービス提供施設における指定管理者制度の取扱いについて」（平成 19 年 3 月 30 日厚生労働省老健局計画課・振興課・老人保健課長通知）[参考 2]により、民間事業者等が幅広く含まれるものであるとされているところですが、今般、「規制改革実施計画」（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）[別添]において、社会福祉施設における指定管理者制度等の運用の改善の観点から、業務委託や指定管理者制度などの公募要件において理由もなく株式会社を排除しないよう地方公共団体に通知することが求められています。

つきましては、貴職におかれては、上記通知の趣旨を改めて御理解いただくとともに、貴管内市区町村に対し周知願います。

なお、本件の取扱いについては、雇用均等・児童家庭局、障害保健福祉部及び老健局と協議済みとなっております。

本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として発出することを申し添えます。

[別添]

○ 規制改革実施計画 平成 26 年 6 月 24 日 閣議決定 (抄)

Ⅱ 分野別措置事項

1 健康・医療分野

(2) 個別措置事項

②介護・保育事業等における経営管理の強化と
イコールフットィング確立

No.	事項名	規制改革の内要	実施時期	所管省庁
18	福祉施設における指定管理者制度等の運用の改善	厚生労働省は、業務委託や指定管理者制度などの公募要件に理由もなく株式会社を除外しないよう地方公共団体に対して通知する。	平成26年度 上期措置	厚生労働省

社会福祉施設における指定管理者制度の活用について（抄）

（平成15年8月29日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長・社会・援護局保護課長・
社会・援護局障害保健福祉部企画課長・老健局計画課長通知）

老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホーム、第20条の5に規定する特別養護老人ホームや児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する保育所などの社会福祉施設であって、地方公共団体が設置するものについても、個別法による制約のない範囲において指定管理者制度を活用してその管理を指定管理者に行わせることができることとなったので、管内市区町村及び関係者に周知するようお願いする。

第2 公の施設の管理に関する事項

今般の改正は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするものであり、下記の点に留意の上、公の施設の適正な管理に努められたいこと。

1 指定管理者に関する事項

- (1) 今般の改正により導入される指定管理者制度は、地方公共団体が指定する法人その他の団体に公の施設の管理を行わせようとする制度であり、その対象は民間事業者等が幅広く含まれるものであること。（第244条の2第3項関係）
- (2) 地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、指定管理者に使用許可を行わせることができるものであるが、使用料の強制徴収（第231条の3）、不服申立てに対する決定（第244条の4）、行政財産の目的外使用許可（第238条の4第4項）等法令により地方公共団体の長のみが行うことができる権限については、これらを指定管理者に行わせることはできないものであること。（第244条の2第3項関係）
- (3) 指定に当たって議決すべき事項は、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定の期間等であること。（第244条の2第6項関係）

2 条例で規定すべき事項

- (1) 指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項は条例で定めることとされており、その具体的な内容は以下のとおりであること。（第244条の2第4項関係）

- ① 「指定の手續」としては、申請の方法や選定基準等を定めるものであること。

なお、指定の申請に当たっては、複数の申請者に事業計画書を提出させることとし、選定する際の基準としては例えば次のような事項を定めておく方法が望ましいものであること。

- ア 住民の平等利用が確保されること。
- イ 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- ウ 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること。

② 「管理の基準」としては、住民が当該公の施設を利用するに当たっての基本的な条件(休館日、開館時間、使用制限の要件等)のほか、管理を通じて取得した個人に関する情報の取扱いなど当該公の施設の適正な管理の観点から必要不可欠である業務運営の基本的事項を定めるものであること。

③ 「業務の範囲」としては、指定管理者が行う管理の業務について、その具体的範囲を規定するものであり、使用の許可まで含めるかどうかを含め、施設の維持管理等の範囲を各施設の目的や態様等に応じて設定するものであること。

(2) 旧法第244条の2第4項及び第5項と同様、指定管理者制度においても、利用料金を当該指定管理者の収入として收受させることができることとし、当該利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとしていること。(第244条の2第8項及び第9項関係)

(3) 指定管理者に支出する委託費の額等、細目的事項については、地方公共団体と指定管理者の間の協議により定めることとし、別途両者の間で協定等を締結することが適当であること。

3 適正な管理の確保等に関する事項

(1) 「事業報告書」においては、管理業務の実施状況や利用状況、料金収入の実績や管理経費等の収支状況等、指定管理者による管理の実態を把握するために必要な事項が記載されるものであること。(第244条の2第7項関係)

(2) 清掃、警備といった個々の具体的業務を指定管理者から第三者へ委託することは差し支えないが、法律の規定に基づいて指定管理者を指定することとした今回の制度の趣旨にかんがみれば、管理に係る業務を一括してさらに第三者へ委託することはできないものであること。

(3) 指定管理者が管理を通じて取得した個人情報については、その取扱いについて十分留意し、「管理の基準」として必要な事項を定めるほか、個人情報保護条例において個人情報の保護に関して必要な事項を指定管理者との間で締結する協定に盛り込むことを規定する等、必要な措置を

講ずべきものであること。また、指定管理者の選定の際に情報管理体制のチェックを行うこと等により、個人情報適切に保護されるよう配慮されたいこと。

その際、「地方公共団体における個人情報保護対策について」（平成 15 年 6 月 16 日付け総行第 91 号総務省政策統括官通知）の内容を十分に踏まえて対応されたいこと。

4 その他

道路法、河川法、学校教育法等個別の法律において公の施設の管理主体が限定される場合には、指定管理者制度を採ることができないものであること。

地方公共団体が設置する介護サービス提供施設における
指定管理者制度の取扱いについて（抄）

（平成19年3月30日厚生労働省老健局計画課・振興課・老人保健課長通知）

今般、旧地方自治法の管理委託制度の経過措置期間が終了したこと、構造改革特別区域法第31条（特別養護老人ホームの公設民営特区）については、地方自治法の指定管理者制度により全国展開を行うこととしていることから、公の施設の管理については、指定管理者制度へ完全に移行することとなる。

これに伴い、指定管理者制度を活用している場合の指定の申請をすべき者等について、改めて、下記のとおり整理することとする。

なお、本通知の施行に伴い、公設民営事務連絡は廃止する。

3 指定管理者とすることができる者の範囲について

指定管理者には、原則として、民間事業者等が幅広く含まれ、その対象は限定されないものである。特に、特別養護老人ホームについては、旧地方自治法上の管理委託制度と比べて地方公共団体の関与が強化されていることを踏まえ、従来から指定管理者制度の下では、株式会社でも指定管理者として管理を行うことが出来る取扱いとしている。（こうした経緯があり、特別養護老人ホームの公設民営特区を全国展開するに当たり、指定管理者制度に一本化することとしたものである。）

ただし、介護老人保健施設については、指定管理者は介護保険法第94条第3項第1号に規定する者に限定されるものであり、営利を目的とする者を指定管理者とすることはできない。

また、病院及び診療所は営利を目的とする者を指定管理者とすることができないとされている（平成15年11月21日医政総発第1121002号厚生労働省医政局総務課長通知）ことから、病院及び診療所がサービス提供施設である介護療養型医療施設についても、営利を目的とする者を指定管理者とすることはできない。